

第22期第17回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和5年11月22日（水）午後1時30分～午後3時15分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、大竹 敦（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、橋本 羊子、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：青柳 辰洋、百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- (1) 令和5年度(第51回) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）
- (2) 秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- (3) まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (4) 知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- (5) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- (6) その他
 - ①共同、区画及び定置漁業の免許申請について
 - ②秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ③その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第17回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

杉本委員が欠席、三浦委員は遅れて到着する旨の連絡をいただいております。現在の出席委員数は8名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員

会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

連日、テレビや新聞でクマの出没情報が報道されていますが、今年は異常な状況です。報道によれば山に食べ物がなく、人里に出て米や蕎麦、果樹等を荒らしているようです。寒くはなってきましたがまだまだ油断できず、警戒していきたいと思います。

さて、10月12日に全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が開催され、出席してまいりました。この会議は国に対する次年度の要望事項のとりまとめが主な目的ですが、当海区からもクロマグロの資源管理について提出し、意見を述べてきたところ です。クロマグロの資源管理を巡っては、11月14日のNHKでも漁獲枠設定によるマグロ漁業者の苦悩について特集されておりました。国際的な問題ではありますが、資源回復傾向という情報もありますので、早く制限のない漁業ができるようになって欲しいと思います。

ハタハタについては、時代は変わって新幹線で東京へ運ばれることもあるようですが、今季の漁獲量の見込みは140トンと、昨季の漁獲量をさらに下回る予想となっており、漁業者の皆さんが非常に苦勞するのではないかと危惧されます。昨季と同様に操業日数制限により漁獲努力量を設定する取組がなされますが、今後どのようにしていくのか、以前の禁漁のようなことにならないよう祈るばかりです。

本日は、知事許可漁業許可方針についてなどの議題があるようですので、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は伊藤委員と工藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○伊藤委員、工藤委員

はい。

7 議事

議題1：令和5年度(第51回) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について(報告)

○加藤議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局(奥山)

資料1をご覧ください。去る10月12日、山口県下関市において、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が開催され、加藤会長と事務局から私が出席しました。

目次にあるとおり、今年度の国への要望活動の結果報告に続き、次年度の要望を中心に協議しました。各海区から多くの要望がありましたが、「Ⅰ海区漁業調整委員会制度について」、「Ⅱ沿岸漁場の秩序維持について」は、日本海ブロックからは要望がありませんでした

また、「Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理」の要望については、新規要望はなく、青森県西部海区から島根県連合会区まで7件の継続要望がありました。秋田海区からも9月12日開催の当委員会において協議し決定したクロマグロに関する要望を、単独で提出しております。要望内容は4ページに抜粋しております。

「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」は、継続要望のみでした。

「Ⅴ外国漁船問題等について」は、鳥取海区から“北朝鮮ミサイル発射に係る安全操業の確保”について新規要望がありました。

「Ⅵ海洋性レジャーとの調整等について」は、山口県日本海区から“水上バイクに対する指導強化”について新規要望がありました。

協議の結果、全ての要望が承認され、日本海ブロックの次年度要望とすることになりました。これらの要望は、全漁調連事務局が他のブロックの要望と調整・整理した後、正副会長会議、理事会、そして通常総会を経て、国への要望書とするスケジュールになっております。

最後の5ページ目をご覧ください。シロアマダイの種苗生産技術開発について、山口県水産研究センターから講演がありました。その抜粋でございますが、シロアマダイは、アマダイ類の中でも幻の魚と言われる超高級魚ということで、この魚の種苗生産技術開発については、親魚の確保が非常に大変で、水圧にかなり敏感な性質を持っているようです。延縄をゆっくりあげないと親魚として使い物にならず、また長期飼育が難しかったものを、令和5年には人工種苗から親魚養成した個体からの採卵に成功したとのことでした。以上、報告を終わります。

○加藤議長

今の報告について、委員の皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

ないようですので、次に進みます。

議題2：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○加藤議長

議題2について事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

令和6年1月からTAC管理が開始となる「かたくちいわし対馬暖流系群」と「うるめいわし対馬暖流系群」を秋田県の資源管理方針に追加するための改正に係る知事からの諮問です。

諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

告示案をご覧ください。改正内容は、別紙1-9、別紙1-10を追加するものとなります。

別紙1-9は、かたくちいわし対馬暖流系群です。2の（1）のイに、対象とする漁業を示しており、秋田県に住所等がある者がかたくちいわしを採捕するすべての漁業が対象です。

本県では、かたくちいわしを狙った操業は行っておらず、過去20年のデータを見ますと、底びき網や定置網に数キロ～数十キロがかかる程度となっており、年間の漁獲量が100キロを超えた年はありません。また、議題3でご説明しますが、本県には具体的な数量が配分されないため、漁獲量による管理は行いません。

5 その他資源管理に関する重要事項として、国の定める「資源管理基本方針の本則第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。」としています。これは、令和6年以降の新たなTAC魚種については、サバ類やズワイガニのようにいきなり数量管理を行うのではなく、ステップ1、2、3と段階的に数量管理の準備を行うこととなりました。今回諮問予定の「かたくちいわし」と「うるめいわし」については令和6年1月よりステップ1に進むこととなります。

具体的には、ステップ1や2では各都道府県に数量配分は行わず、漁獲量報告体制の確立や、数量管理を行うにあたっての課題を検討する期間となります。ステップ1と2を経て数量管理の準備体制が整った後に、ステップ3、本格的なTAC管理を開始することとなります。

別紙1-10は、うるめいわし対馬暖流系群です。2の（1）のイに、対象とする漁業を示しており、秋田県に住所等がある者がうるめいわしを採捕するすべての漁業が対象です。

こちらも、本県ではうるめいわしを狙った操業は行っておらず、過去20年のデータを見ますと、定置網で数十キロ～数百キロが水揚げされている状況です。2011年に約2トンの水揚げがありましたが、その他の年は多くても800キロと1トン未満の漁獲量となっています。また、かたくちいわし同様、本県には具体的な数量が配分されないため、

漁獲量による管理を行いません。

5の「その他資源管理に関する重要事項」として、こちらも国の定める資源管理基本方針の本則第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う、としています。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等はございませんか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

他にございませんか。

これは定めなければならないものであり、この内容でよろしいですね。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(百瀬)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

○加藤議長

それでは次に移ります。議題3について事務局から説明をお願いします。

○事務局(百瀬)

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の令和6年1月1日から始まる、次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

はじめに諮問文を読み上げます。(諮問文読み上げ)

3ページをご覧ください。農林水産大臣から知事に対する秋田県への漁獲可能量の配分通知です。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間の漁獲実績を基準とし

て農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量は、基本シェアがまあじ0.47%、まいわし0.09%となり、上位80%に入らないことからいずれも現行水準となっております。目安数量としてまあじ627トン、まいわし160トンと示されています。

かたくちいわし及びうるめいわしにつきましては、議題2でご説明したとおり、ステップ1、2の間は都道府県への数量配分は行われず、国全体での一括管理となります。そのため、かたくちいわしは77,000トンの内数、うるめいわしは44,000トンの内数という書きぶりとなっております。

告示案をご覧ください。国からの配分数量を秋田県まあじ漁業、秋田県まいわし対馬暖流系群漁業、秋田県かたくちいわし対馬暖流系群漁業、秋田県うるめいわし対馬暖流系群漁業に配分しております。

本県のまあじ及びまいわしは、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行っており、「現行水準」による配分であっても漁獲量が大きく上回ることはないと考えますが、仮に目安数量を超過した場合は、操業日数の抑制など適宜漁業者への指導も検討することとしております。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

国からの配分通知を反映したものであり、問題ないと思いますがよろしいですか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(百瀬)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：知事許可漁業許可方針の一部改正について(協議)

○加藤議長

それでは次に移ります。議題4について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料は、当日配付（差替え）の資料4-1、資料4-2と、事前送付資料4-3の3つとなります。事前送付と異なる部分は、資料4-2の新旧対照表で赤色にしています。

修正の理由としましては、次の議題で制限措置の公示をするにあたり、県の文書指導部局から指導があったためです。資料送付後の修正となり申し訳ありません。

知事許可漁業について、手繰り第一種、いか釣り漁業を除く漁業については、令和5年12月末に有効期間が満了となり、一斉更新となります。

一斉更新にあたり、漁業の制限措置や条件等の見直しについて、前回の委員会にて検討状況を報告しました。その後も関係する漁業者との協議や関係機関等からの情報収集などを行い、調整がついたものについて、知事許可漁業の許可方針や制限措置に反映させることとしております。

はじめに資料4-3をご覧ください。1ページ目は、許可の更新、新規を含めて、公示により募集する数です。表の着色部分は、3年前の令和2年一斉更新後の数から増減があったものです。数字を太字にしている部分、具体的には、県北部のかれい刺し網と県南部のあまだい漕ぎ刺し網漁業は、新規許可による増加の要望がありましたが、資源状況が悪いなど漁業調整上の課題もあり、現行と同じ数で募集することとします。なお、議題5にて、この件数を反映した公示案について諮問を行います。

A3サイズの資料は、前回の検討状況を更新しています。右側の色付きの列は、前回は地区説明会での水産漁港課回答としていましたが、今回は関係漁業者調整後の検討結果としています。前回の説明と変わった点や、制限措置、許可方針に反映する内容について説明します。

No.1のあまだい漕ぎ刺し網漁業の操業時期の変更は、底びき網漁業との操業区域の重複があることから支障があり、また、操業区域を変更することで、アマダイの資源に影響が出ることが懸念されるため、今回の対応は不可としております。

一方、No.2の操業開始時刻についての要望は、底びき網漁業が休漁している7、8月のみ30分の繰り上げについて、男鹿の加茂と門前の境界よりも北部の海域でのみ操業終了時刻を1時間早めることで調整ができましたので、7月は午前2時50分、8月は午前3時20分からの開始とし、終了は日没の1時間前に改正することとしています。なお、男鹿南部、県南部については、現行どおりの時間となります。

同様に、No.5～7男鹿北部地区からの要望についても、操業開始時刻のみ30分繰り上げて、終了時刻は1時間早めることとします。

No.15、県南部地区からのあまだい漕ぎ刺し網漁業の要望ですが、操業期間を11月末までのところ12月まで伸ばす一方、開始を遅らせることができないか検討しましたが、漁業者から開始は遅らせることはできないとのことであり、現行どおりとすることとしています。

No.16については、7、8月の水深制限の撤廃の要望ですが、カレイ類の混獲が少な

くなっているため撤廃を検討しておりましたが、底びき網漁業者から、近年カレイ類の漁獲状況が非常に悪く、資源保護のため制限を撤廃すべきではないとの意見がありました。国の資源評価の結果や、隣県の資源状況からも、引き続きカレイ類の保護のため、また漁獲量が減少しているアマダイの保護のため、制限は撤廃せず現行どおりとしています。

No. 22えびつぶかご漁業は、かご数の増加の要望ですが、県南部地区や底びき網漁業者との調整が引き続き必要であり、今回の改正は見送りします。

最後のNo. 25, 26 はあまだい漕ぎ刺し網漁業ですが、他の地区でも要望があった、操業時期の変更と7, 8月の水深制限の撤廃の要望については、漁業調整、資源状況に課題があるため、今回は現行どおりとします。

これらの調整・検討等を踏まえて、資料4-1のとおり許可方針の一部改正案を作成しました。

当日配付の資料4-1, 資料4-2をご覧ください。資料4-1は変更部分を反映させた許可方針案で、表紙をめくると目次があります。本県は28の漁業の許可方針を作成しております。1の手繰第一種漁業の許可方針は7月に改正済みですので添付を省略しています。24の小型いか釣り漁業は、許可の有効期間満了日が4月30日までですので、次回以降の委員会での協議を予定しています。

資料4-2は新旧対照表です。変更部分が分かるよう、こちらを使用して説明してまいります。

はじめは、2小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）です。向かって左側が改正案、右側が改正前です。

第3の許可の対象の1には、「秋田県に住所を有し」、と船舶の「使用者」を追加しています。いか釣りを除く全ての漁業について、秋田県に住所を有するとしており、地区を分ける必要がある場合は、市町以下の住所又は所属地区を定めています。

第4の許可の申請については、申請書類に関する記載がありますが、漁協の副申書の提出の有無をもって許可申請を受け付けないことや、許可をするかどうかの判断をすることは適切でないため、許可方針から漁協の副申書の記載を削除しています。なお、別途申請者向けに作成している「許可申請の手引き」には副申書の他、提出書類の様式例を具体的に示しています。

また、手繰第三種漁業は、貝けた網漁業ですが、第1種共同漁業権区域内で操業する場合は、これまでどおり漁業権者である漁協の同意書、管理計画を必要とし、表現を変更しています。

第8は、秋田県漁業調整規則に合わせて、漁業時期と変更します。

第9は、許可の隻数を新たに追加しています。すでに許可数が許可方針に定められている漁業もありますが、定められていない漁業については、原則として許可の有効期間の満了日の到来時、つまりは一斉更新時に資源状況や操業状況等を勘案して許可する数を定めるという趣旨で追加しています。

第11の条件の7は、他の漁業との操業上の協定事項に、（県が立会ったものに限る）と追加しています。これは、漁業者協定の違反＝条件違反となりますが、漁業者協定が長年更新されず、有効でないものや、県が把握していないものも多く見受けられることから、県が確認したもののみを条件とする趣旨で追加しています。

附則の許可方針の適用日は、制限措置の公示予定日の令和5年12月1日とすることとしています。

3 その他の小型機船底びき網漁業（こあみひき網漁業、黒えびひき網漁業）ですが、先ほど説明したところと重複しますので省略します。

4 自家用釣餌料びき網漁業は、第7の操業区域について、所属船の地区に具体的な地名を追加しています。これまでに許可を受けていない・現在も許可をしていない市町や地域が含まれておりますが、該当する地域名を幅広く記載しています。申請を受け付ける場合は、具体的な地名を公示し、調整上必要な場合は地域を限定するなどの運用を想定しています。

7 ページ以降同様の変更部分は説明を省略し、11ページのべにずわいがにかご漁業をご覧ください。赤色で示した記述は、船舶の新トン、旧トンに係る記述を追加しています。漁業時期は、「1月、2月を除く周年」だったものを、「3月1日から12月31日まで」と表現を変えていますが、これまでの制限等に変更はありません。

16ページの9 ごち網漁業をご覧ください。第7の操業区域ですが、潟上市天王所属船の区域を新たに追加しています。これは、天王地区所属船がこれまで試験操業を実施しておりましたが、今回本許可への移行を想定し追加しています。第8の漁業時期は7月から8月、条件の5の使用漁具については試験操業と同じ内容としています。

10あまだい漕ぎ刺し網漁業をご覧ください。20ページの赤色部分は表現の変更です。操業に係る条件では、第11条件の8の操業時間が変更となります。7、8月限定で、男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境の点から224度31分の線以北の海域において、操業開始時刻を30分、終了時刻を1時間繰り上げします。県北部、男鹿北部地区の漁業者の主な操業区域がこの海域に該当します。具体的な時間は、7月は午前2時50分から日没の1時間前、8月は午前3時20分から日没の1時間前に変更となります。

一方、境界線より南部の海域は、男鹿南部から県南部地区の漁業者の主な操業区域となり、こちらはこれまでどおり7月は午前3時20分、8月は午前3時50分です。

日の出前の操業となりますので、操業前の船舶の灯火を厳守いただくなど、安全操業を指導してまいります。

たら刺し網漁業をご覧ください。変更部分は、第11条件の1漁具の網に関する内容です。変更点は2点あり、1つめは、海中に敷設できる漁具の網の長さ、数の記載と船舶に登載できる交換用の漁具の網の長さ、数について詳しく記載しています。これは、その他の固定式刺し網漁業で共通して変更しています。2つめは、男鹿北部地区において、網の長さ900メートル以内、刺数1刺以内でしたが、長さ450メートル以内、2刺以内としています。

14あかてり刺し網漁業をご覧ください。第7操業区域の2男鹿南部地区漁業者について、「ただし、この海域の範囲内で漁業者間の操業協定があったときはその海域」と記載されていますが、許可方針におけるこの記載は削除し、地区内での協定等の取り決めにて運用していただくことにしています。

同様に、15沖合ひらめ刺し網漁業についても、第10条件の漁業者間の協定海域を削除しています。なお、協定海域で使用できる網の目合と刺数が異なっていましたが、地区に聞き取りしたところ、現在協定海域でこの条件での操業をしている漁業者がいないことから、削除することです承を得ています。

17いしがれい刺し網をご覧ください。操業時間は日の出から12時までとする条件を削除しています。平成26年にかれい刺し網、固定式刺し網漁業の時間制限を撤廃していることから、いしがれい刺し網漁業についても撤廃することとします。

18固定式刺し網をご覧ください。第7の1船川港地区の操業区域について、「ただし、昭和53年1月1日以降に許可を受けた者については・・・」、という部分がありますが、こちらを許可方針からは削除し、操業上のトラブルや漁獲努力量が増大しないよう地区内で調整していただくこととしています。

19あかがれい刺し網をご覧ください。第7の操業区域について、協定海域の記述を削除しています。

26中型まき網漁業をご覧ください。本県では現在許可はしていませんが、第7操業禁止区域の3エとオが「須後崎」となっていたましたが、正しくは「須郷崎」ですので、併せて修正します。

27あわび漁業をご覧ください。第7操業区域について、住所又は漁業根拠地となっていたところ、漁業根拠地に統一し、漁業根拠地の定義を明記しました。28なまこ漁業も同様の変更をしています。

知事許可漁業の許可方針の一部改正についての説明は以上です。以上ご協議よろしくお願いたします。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○伊藤委員

ごち網漁業について、天王地区で実施されている試験操業は、今後どのようになりますか。

○事務局（保坂）

試験操業から本許可へ移行することとしております。

○伊藤委員

わかりました。

○大竹委員

許可の対象に「秋田県・・・に住所を有し」や船舶の使用者を追加したことについて、もう一度説明をお願いします。

○事務局（保坂）

「秋田県・・・に住所を有し」は、調整上の必要により、より具体的に地域を定めるため追加したものです。他県でも同様の記載により、許可する対象を制限しています。

船舶の使用者については、実態として、船舶の所有者が親・使用者が子で、子が許可を受けている事例があり、幅広く許可が受けられるように追加したものです。

○大竹委員

分かりました。

○加藤議長

他にございませんか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

ないようであれば次に進みますが、よろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

議題5：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題5について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料は、当日配付の5-1（差替え）と5-1（補足）になります。

はじめに諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

公示案をご覧ください。議題4で、制限措置に係る変更部分についても説明しましたので、漁業種類の名称から船舶の総トン数までの説明は省略します。なお、操業区域と漁業時期は、別記として記載しています。

それでは、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、対人漁業は漁業者の数と、漁業を営む者の資格について説明してまいります。

小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）は、本荘西目地区で新規の希望がありましたので、要望どおり8隻とし、漁業を営む者の資格として、1秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する総トン数10トン未満船舶の所有者又は使用者、2由利本荘市に漁業根拠地を有する者、3操業区域にかかる共同漁業権の行使権者又は漁業権者の同意を得ている者、以上全てに該当する者であることとしています。

なお、全ての漁業について、漁業を営む者の資格として、秋田県に住所を有するものとし、地区を分ける必要がある場合は市町以下の住所又は漁業根拠地を定めています。

自家用釣餌料びき網漁業は、船舶の総トン数は5トン未満です。事前資料ではトン数に誤りがありました。失礼いたしました。区域は男鹿北部、船川港、脇本から秋田市に分けて漁業を営む者の資格を定め、漁協を通じて聞き取った更新及び新規の許可を希望

する数としています。許可方針において所属船との記載は、制限措置の公示では、漁業根拠地と表現を統一しています。

4 ページをご覧ください。かご漁業は、えびつぶかご漁業の船舶の総トン数は、20トン未満が正しく、令和4年1月に改正をしています。べにずわいがにかご漁業は、漁業時期について、「1, 2月を除く周年」を「毎年3月から12月まで」と表現を変えています。許可すべき数は、えびつぶかご漁業、べにずわいがにかご漁業、いずれも現在の許可数としています。また漁業を営む者の資格として、表現の変更と漁船の新トン数、旧トン数に係る説明を追加していますが、これまでの制限事項は変わっていません。

5 ページをご覧ください。ごち網漁業は、所属地区ごとの現在の許可数に加えて、天王所属船1隻を試験操業から移行し、本許可にて募集することとしています。

刺し網漁業は、あまだい漕ぎ刺し網と、次のページのきす漕ぎ刺し網漁業ですが、地区ごとに調整がついた数としています。あまだい漕ぎ刺し網漁業は、男鹿北部、男鹿南部、県南部地区で新規申請者がいると伺っております。

あまだい漕ぎ刺し網漁業は対人漁業ですが、漁業を営む者の資格として、船舶の所有者に限定しています。なお、きす漕ぎ刺し網漁業は、使用船舶の要件は漁業を営む者の資格には定めておりません。

7 ページをご覧ください。固定式刺し網も地区ごとに調整がついた数としていますが、たら刺し網漁業については、昨年度実施した男鹿北部地区における試験操業について、今年度は令和6年1月5日から24日までの期間で実施することとし、本許可と同数としています。

8 ページの中段、建網漁業は、操業区域が天王地先となっている建網漁業は現行どおりの数とし、操業区域が県南部地区となっている底建網漁業は、所属地区別に許可数を定めて募集します。なお、象潟地区で新規1件を予定しており、現行+1の数としています。

たこつぼ漁業は、現行どおりの数で県南部地区のみとします。なお、男鹿北部地区の試験操業は操業前のタイミングで別途公示します。

9 ページをご覧ください。あわび漁業、なまこ漁業は現行どおりの数としています。

2 許可又は起業の認可をすべき期間、申請を受け付ける期間ですが、最短で県公報に掲載できる12月1日から18日までと、1月1日開始の漁業に間に合うよう1か月より短縮して募集します。

3 その他の許可の有効期間については、許可は令和8年12月31日までの3年以内とし、起業の認可の場合は10か月とします。例外として、たら刺し網漁業の試験操業が令和6年1月24日まで、あわび漁業及びなまこ漁業は1年以内の令和6年12月31日までとします。

別記については、操業区域と漁業時期に関する記述となります。県の文書指導部局からの指導で表現を変えています。制限等が変わるものではありませんので、詳細の説明は省略します。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○工藤委員

あまだい漕ぎ刺し網漁業では、北部地区のみ馬力制限がありましたが、制限がなくなるとのことですか。

○事務局（保坂）

別記11に記載しており、制限の内容に変更はありません。文書指導部局から、全ての県民に分かりやすいような表現に改めるよう指導があり、表現を変更した部分もごさいますが、許可証には従前どおり記載します。

○工藤委員

わかりました。

○三浦委員

他の漁業が令和8年12月31日までの3年以内なのに対し、あわび漁業、なまこ漁業の許可の有効期間が1年以内である理由を教えてください。

○事務局（保坂）

知事許可の有効期間は3年ですが、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて短縮することができるとされています。

あわび漁業、なまこ漁業は、漁業権が設定されていない港湾区域や、漁業権が消滅している区域で行われていることから、それぞれの管理者との調整を要するため、毎年の許可としています。

○三浦委員

わかりました。

○工藤委員

なまこ漁業は漁業時期が2つに分かれています。許可申請はどのようになりますか。2回許可申請をする必要があるということでしょうか。

○事務局（保坂）

漁業時期は漁業ができる期間を示したもので、許可申請は1回となります。1枚の許可証に2期間が記載されることとなります。

○工藤委員

わかりました。

○事務局（保坂）

1点資料の訂正をお願いします。

先ほど工藤委員からご質問のあったあまだい漕ぎ刺し網漁業の馬力制限について、別記11に「220キロワット」とあるのは、「220キロワット以下」の誤りでした。お手元の資料に「以下」を追記くださるようお願いいたします。

大変失礼いたしました。

○加藤議長

「以下」を追加するということですね。

委員の皆さまから他に御質問ございませんか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしいですね。それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題6：その他

①共同、区画及び定置漁業の免許申請について

○加藤議長

その他の①について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

漁業権の免許内容に係る海区漁場計画については、おかげさまで令和5年9月29日に公示を行い、11月17日までの期限で免許申請を受け付けました。

本日配付した資料は、免許申請者の一覧となっております。1つの漁業権に対しての競願はありませんでしたので、申請者の適格性の審査や申請書類の確認を行い、次回の委員会で免許にあたっての諮問を予定しております。本日は予告ということで、説明は以上となります。

○加藤議長

次回諮問予定ということでしたが、ご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしければ次に進みます。

②秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○加藤議長

その他の②について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

今年5月の委員会でも紹介しておりましたが、国では、水深50m以上の沖合海域において浮体式の洋上風力発電の実証事業を行うこととしており、秋田県では、秋田県沖を候補海域として国に情報提供を行っておりました。

都道府県からの情報提供等に基づき4海域が選定され、秋田県沖も実証海域として選定されております。具体的な場所については7ページの地図をご覧ください。由利本荘市・にかほ市沖合にある「白瀬」という場所よりも陸水深400mの飛島海盆周辺、鳥海海盆とも言うようですが、その三角で囲まれた区域になります。

今後、おそらく12月から1月にかけて、実証事業の実施を希望する事業者による事業計画の公募が行われ、秋田県沖で実証を行う計画が選定されると、2024年から2030年までの期間で浮体式の風車を設置した実証が行われる見込みです。浮体式の関連については以上です。

続いて資料はございませんが、沿岸での進捗状況を簡単にご紹介します。事業者が決まっている由利本荘市沖の海域においては、事業者である三菱商事グループによる漁業影響調査実施のための検討会議が10月に開催され、調査計画の具体化が進んでいるところです。

また、第2ラウンドの八峰町・能代市沖、男鹿市・潟上市・秋田市沖の2海域については、年度内には事業化が決定するだろうとの情報を得ております。

報告は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

よろしければ次に進みます。

③その他

○加藤議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

事務局からは何かありますでしょうか。

○事務局（奥山）

ございません。

8 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第17回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了